

霧島市国民健康保険税条例の一部改正について

霧島市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

平成25年8月27日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部を次のように改正する。
附則第20項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項及び第5項」に、
「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の霧島市国民健康保険税条例附則第20項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

現下の経済情勢等を踏まえ、個人住民税、固定資産税等の改正及び延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を改正内容とする「地方税法の一部を改正する法律」が平成25年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。